

岩手海区漁業調整委員会公示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年12月19日

岩手海区漁業調整委員会

会長 宮古漁業協同組合

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成19年1月19日午後1時30分から

(2) 場所 盛岡市中央通一丁目1番38号 エスポワールいわて3階特別ホール

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第11条第1項の規定により岩手県知事が定めようとする漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区に係る事項（以下「漁場計画案等」という。）について

3 漁場計画案等の縦覧場所

(1) 沿岸各市役所及び町村役場

(2) 沿岸各地方振興局水産部

(3) 岩手海区漁業調整委員会事務局